

5 住所変更ワンストップサービス等について

住所変更ワンストップサービス等とは、どのようなサービスですか。	市区町村に住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更を届出することによって、免許情報が自動変更され、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等への住所等の変更の届出が不要になるサービスです。
住所変更ワンストップサービス等は、どのような人が対象ですか。	マイナ免許証のみを保有している方が対象です。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、どこで手続できますか。	住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で行うことができます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
住所変更ワンストップサービス等を利用開始するためには、事前にどんな準備が必要ですか。	マイナ免許証が必要です。また、マイナンバーカードに有効な署名用電子証明書が記録されている必要があります。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、どのように行いますか。	住所変更ワンストップサービス等の利用を開始するためには、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※1）において、以下の手続が必要となります。 ①利用規約の確認 ②住所、氏名、生年月日の中から、警察への提供を同意する項目を選択 ③個人番号カード用署名用電子証明書の提出（市区町村で設定した署名用電子証明書用の暗証番号（6～16桁の英数字）（※2）の入力） ④利用同意内容の確認 ※1 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。 ※2 個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号を失念した場合は、住民票がある自治体の窓口又はコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で初期化・再設定を行うことができます。詳細は<こちら、 https://faq.myna.go.jp/faq/show/4140?category_id=6&site_domain=default >をご確認ください。
市区町村で署名用電子証明書を発行した当日に、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うことはできますか。	市区町村で署名用電子証明書を発行した情報がシステムに反映されるまでには、一定の時間を要しますので、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う方は、市区町村での署名用電子証明書の発行手続が完了してから1時間程度経過した後に、手続を行ってください。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始時の同意に有効期間はありますか。	はい。住所変更ワンストップサービス等の同意の有効期間は10年です。 なお、有効期間中であれば、いつでも、再度の利用開始手続を行うことで、同意の有効期間を更新することができます。
住所変更ワンストップサービス等の利用にあたり、住所のみ提供することに同意している場合、氏名に変更が生じた時は、どのような手続が必要ですか。	住所変更ワンストップサービス等では、住所等（住所、氏名又は生年月日）の項目のうち、同意していない項目については自動変更されませんので、引き続き、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で氏名変更の手続を行っていただく必要があります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
住所変更ワンストップサービス等の利用にあたり、住所のみに同意している方が、新たに氏名にも同意したい場合には、どのような手続が必要ですか。	マイナポータル上で、再度、住所及び氏名を警察へ提供することに同意し、署名用電子証明書を提出する手続が必要となります。

マイナ免許証を保有したら、必ず住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行わなければいけないのですか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等を利用するかどうかは、マイナ免許証保有者御自身の判断で決めることができます。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の際、署名用電子証明書用の暗証番号を忘れてしまったり、ロックしてしまったりした場合はどのようにになりますか。	警察では、署名用電子証明書用の暗証番号の確認やロックした場合の解除手続はできません。署名用電子証明書用の暗証番号は、５回連続で誤るとロックがかかります。個人番号カード用署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定は住民票がある自治体窓口又はコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）で手続を行うことができ、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定はマイナポータルで手続を行うことができます。 住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う場合には、事前に、署名用電子証明書用の暗証番号を確認していただくようお願いします。 詳細は<こちら, https://faq.myna.go.jp/faq/show/4140?category_id=6&site_domain=default >をご確認ください。
住所変更ワンストップサービス等の利用状況を確認する方法はありますか。	はい。マイナポータルにおいて、住所変更ワンストップサービス等において住所等（住所、氏名又は生年月日）のうち提供を同意した項目や同意の有効期間を確認することができます。ただし、マイナポータルで当該項目を確認するためには、事前にマイナポータル連携手続が必要となります。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行った後に、市区町村で住所等を変更した場合、住所等の情報が警察で管理する免許情報に反映されるまでには、どのくらいの時間を要しますか。	市区町村で住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更の届出をしてから、原則として２日後に自動変更されます。
住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行った後、市区町村で住所等の変更手続をした際に実施する必要がある手続はありますか。	はい。市区町村において住所等（住所、氏名又は生年月日）の変更手続を行うと、署名用電子証明書が失効しますので、その際に新たな署名用電子証明書の発行手続を行っていただく必要があります。 新たな署名用電子証明書を発行しない場合、免許情報の自動変更は行われません。
署名用電子証明書の有効期間が満了した後に、市区町村で住所等の変更を行った場合には、免許情報は自動変更されますか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等を受けるためには、署名用電子証明書の有効期間が満了する前に、新たな署名用電子証明書の交付手続を市区町村で行っていただく必要があります。 なお、署名用電子証明書の有効期間が満了してしまった方については、市区町村で新たな署名用電子証明書の発行手続を行っていただいた後に、マイナポータル上において、再度、住所変更ワンストップサービスの利用開始手続(※１)を行っていただく必要があります。また、運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※２）において、再度、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行っていただくことも可能です。 ※１ マイナポータルから住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行う際は、個人番号カード用署名用電子証明書だけでなく、移動端末設備用（スマホ用）署名用電子証明書を利用することも可能です。 ※２ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
免許センター等で提出する署名用電子証明書は、スマホ用の署名用電子証明書でも可能ですか。	いいえ。住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うために運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続を行っている一部の警察署等（※）で署名用電子証明書を提出する際は、個人番号カード用署名用電子証明書に限りです。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。

住所変更ワンストップサービス等の利用を取り消すことは可能ですか。	はい。住所変更ワンストップサービス等の利用を取り消す場合には、住所地の運転免許センター・運転免許試験場や、運転免許関係手続きを行っている一部の警察署等（※）において利用取消しの手続きを行っていただく必要があります。 なお、マイナポータル連携を実施済みの方は、マイナポータルから取り消すことも可能です。 ※ 運転免許関係手続きを行っている場所、開庁時間、予約方法については、都道府県警察ごとに異なりますので、事前に各都道府県警察のホームページを御確認いただくか、各都道府県警察にお問い合わせください。
---	--